

平成 20 年 10 月 17 日  
国土交通省都市・地域整備局

都市・地域整備局所管補助事業に係る財産処分承認基準の  
作成に当たっての基本的考え方

平成 20 年 4 月 10 日の補助金等適正化中央連絡会議の決定事項を踏まえ、以下の措置を講じ、財産処分手続の簡素化・弾力化を図る方向で検討を進めている。

○包括承認制の導入

- ・ 補助事業等の完了後 10 年を経過した補助対象財産の処分(有償譲渡・有償貸付等を除く)であって、社会経済情勢の変化への対応や既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るために行うものについては、国への報告をもって承認があったものとみなす。
- ・ 補助事業等の完了後 10 年を経過していない補助対象財産の処分(有償譲渡・有償貸付等を除く)であっても、合併市町村基本計画に基づくものや災害等により使用できなくなった施設等の取壊し等については、国への報告をもって承認があったものとみなす。

○用途・譲渡先等の取扱い

- ・ 用途・譲渡先等について差別的な取扱いはしない。

○国庫納付金の取扱い

- ・ 包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設等を整備する場合その他国が個別に認める場合には、国庫納付を不要とする。

なお、道路法、河川法等の他局所管の法律に基づく施設等は、当局が作成する承認基準の対象外とする。

平成 20 年 10 月 17 日  
国土交通省港湾局

## ○補助対象財産の転用等の弾力化に対する貴省の対応について

### 〔問題意識〕

補助対象財産の転用等の弾力化については、平成 20 年 4 月の「補助金等適正化中央連絡会議」において、完成後 10 年を経過した補助対象財産については、原則報告等をもって承認があったものとみなし、地方公共団体が自由に転用等の処分ができるとともに国庫納付を不要とすること、地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、このような趣旨を踏まえて適切に対処すること等大幅な運用の柔軟化を内容とする決定がなされたところである。

これを受けて、「中間取りまとめ一年末答申に向けての問題提起」(平成 20 年 7 月規制改革会議)において、補助対象財産の転用等の弾力化について、補助金等適正化中央連絡会議決定に基づき、所期の目的に沿った形での運用改善が各省庁においてなされるよう、当会議としても精査していくこととしており、規制改革会議において、現在の貴省の対応状況を把握すべく、今般ヒアリングを実施。

### 〔質問事項〕

1. 補助対象財産の転用等の弾力化にあたり、貴省が行った運用改善措置の内容について。(各部局毎に特例措置が設けられている場合にはその内容について、更に、補助対象財産を他部局、他府省所管事業へ転用等を行うことの可否及びその承認要件についてもご説明ください。)

### (回答)

港湾施設については、海上輸送及び陸上輸送の交通基盤としての社会的インフラであること、また海岸保全施設については、国民の生命・財産を守り、国土の保全に資することを目的としており、その目的が続く限り恒久的に使用することを想定しているため、財産処分基準を緩和することは適当でないこと、また個別に港湾施設の財産処分についての運用の簡素化要望を受けていないことから、現在、運用の見直しは行っていないところ。

しかしながら、目的外使用等の財産処分申請があった場合は、処分内容について個々に確認し、必要に応じて最低限の条件を付すなどして柔軟に承認の手続きを行っている。

また、当局が所掌する港湾施設は、水域施設(航路、泊地等)、外郭施設(防波堤、護岸、胸壁等)、係留施設(岸壁、物揚場等)、臨港交通施設(道路、橋梁等)、港湾環境整備施設(海浜、緑地等)などが対象であり、海岸保全施設は、堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜などが対象となっている。財産処分の案件としては、各港湾の効用を高めるための用途変更や、代替施設設置に伴う撤去が主であり、当該施設をそのまま転用する事例や補助対象財産を他部局、他府省所管事業へ転用等を行うことは、事例として少ないが、当該事案がある場合は、転用先事業の公共性、地方自治体の事情に応じて、個別案件毎に対応している。

2. 地方公共団体が財産処分を行う場合と地方公共団体以外の者が行う場合の承認基準に差異を設けている理由について。(特に10年経過後に転用、無償譲渡を行う場合など)

(回答)

1. の回答のとおり、財産処分基準の緩和は行っていない。

(地方公共団体が財産処分を行う場合と地方公共団体以外の者が行う場合の承認基準に差異を設けてはいない。

3. 今回の弾力化措置による地方公共団体の実施状況や所管としての評価について。  
また、今後のフォローアップの方法や運用改善の必要性について。

(回答)

1. の回答のとおり、財産処分基準の緩和は行っていない。

港湾施設及び海岸保全施設は、海上輸送及び陸上輸送の交通基盤としての社会的インフラであること、また国民の生命・財産を守り、国土の保全に資することを目的とした施設であり、むやみに除外規定を設け制限を緩和することは適切でないと考えている。

また、当省においては、当局と同様に社会資本整備を担当する事業局もあり、財産処分基準の見直しについては、当該事業局と調整のうえ検討してまいりたい。

以上